

使用許可の条件

- 1 入居期間は原則として更新できない。
- 2 入居者がその責に帰すべき事由により定住促進住宅をき損したとき、入居者は町に無断で定住促進住宅の原状を変更したときは、直ちに原状回復しなければならない。
- 3 入居者は、前項の規定によって自ら原状回復しないときは、町に対し原状回復に必要なとする金員を納入しなければならない。
- 4 入居者は、定住促進住宅を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。
- 5 トイレ、浴室、台所、上下水道等の故障については、入居者の使用方法に原因があるときは、入居者の費用負担にて修理をしなければならない。また、水漏れ、結露のように第一次的には、町の責任によるものであっても、入居者が通常の使用方法を逸脱した場合や、町に対する通知義務を怠る等して損害が拡大した場合は、その損害につき、割合に応じた費用を入居者は負担しなければならない。
- 6 町長は、入居者に、定住促進住宅の引渡しと同時に、入居に必要な鍵を貸与する。これらの鍵は善良なる管理責任をもって保管かつ使用し、万一紛失又は破損した場合は、直ちに町に連絡の上、町が新たに設置した鍵の交付を受けるものとし、新たな鍵（シリンダー錠を含む。）の設置費用は入居者の負担とする。入居者は、定住促進住宅の明渡しの際、貸与を受けた鍵（複製した鍵があればその全部）を町に返還しなければならない。
- 7 その専有する電気、ガス、水道、下水道及び有線テレビの使用料などの経費は入居者の負担とする。
- 8 入居者は、次に掲げる事項を行ってはならない。
 - (1) 定住促進住宅の全部又は一部を転貸すること。
 - (2) 定住促進住宅の模様替え、造作、増改築その他の工作をすること。
 - (3) 町が決定した同居者又は次条により承諾を受けた同居者以外の者を同居させること。
 - (4) 定住促進住宅を居住目的以外の用途に使用すること。
 - (5) 爆破物その他火気危険物等を製造又は保管すること。
 - (6) 魚類以外の動物を飼育すること。
- 9 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、退去を命じることができる。
 - (1) 和泊町定住促進住宅入居申込書の記載に虚偽があったとき。
 - (2) 家賃の滞納が2か月分以上に及んだとき。
 - (3) 本使用許可の条件のほか、条例及び同施行規則に定める事項を遵守しなかったとき。